

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◆ 告 示 鳥取県工業統計調査要綱の一部改正
- 保険医療機関の指定
- 保険医療機関等の指定
- 保険医等の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の辞退
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更
- 臨時種番検査の実施
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(六件)

## 告 示

解除予定の保安林  
都市計画法第六十六条による告示  
教育委員会の招集

◆ 教委告示

### 鳥取県告示第八百七十号

鳥取県工業統計調査要綱(昭和四十七年十一月鳥取県告示第八百六十七号)の一部を次のように改正する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二中「四人」を「十人」に改める。

### 鳥取県告示第八百七十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥 医 院	鳥取市湖山町四一三七一一	昭和五十四年九月二十六日
中嶋医院 尚徳分院	米子市榎原一四一七一一三	"
川 木 医 院	東伯郡東伯町大字保五一一二	昭和五十四年九月二十一日
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目 一〇〇一一	昭和五十四年九月十七日

鳥取県告示第八百七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医  
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政  
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	昭和五十四年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	"
音 田 内 科	倉吉市東町四三五	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町四八五	"
福 井 医 院	東伯郡東伯町大字勤 一六〇一一二	"
佐 伯 医 院	日野郡日野町黒坂 一四四一一二	昭和五十四年十月八日
山口歯科医院	米子市錦町三丁目九〇一八	昭和五十四年十月一日
倉 恒 薬 局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
今井歯科医院	米子市上後藤五九一二七	"
鳥取駅 コクミン薬局	鳥取市東品治町官有無番地 国鉄鳥取駅構内	"

鳥取県告示第八百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機  
関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(

昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大 城 陽 子	鳥医第二、四〇三号	昭和五十四年九月十九日
大 森 敏 雄	鳥医第二、四〇四号	昭和五十四年九月二十五日
田 中 磯 信	鳥薬第四一五号	昭和五十四年八月二十日

鳥取県告示第八百七十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
今井歯科医院	米子市上後藤五九一二七	昭和五十四年十月一日
鳥取駅 コクミン薬局	鳥取市東品治町官有無番地 国鉄鳥取駅構内	"

鳥取県告示第八百七十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
今井歯科医院	米子市上後藤五九一二七	全 国	昭和五十四年十月一日
鳥取駅 コクミン薬局	鳥取市東品治町官有無番地 国鉄鳥取駅構内	"	"

鳥取県告示第八百七十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
折戸 隆	鳥国医第二、三九七号	昭和五十四年八月二十七日
佐々木 成一郎	鳥国医第二、三九八号	昭和五十四年九月十三日
黒田 弘明	鳥国医第二、三九九号	〃
野津 長	鳥国医第二、四〇〇号	〃
丸山 茂樹	鳥国医第二、四〇一号	〃
山根 俊樹	鳥国医第二、四〇二号	〃
黒見 五子	鳥国医第四一四号	〃
大城 陽子	鳥国医第二四〇三号	昭和五十四年九月十九日

大 森 敏 雄 鳥国医第二、四〇四号 昭和五十四年九月二十五日

田 中 磯 信 鳥国医第四一五号 昭和五十四年八月二十日

鳥取県告示第八百七十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日	名称	所在地
昭和五十四年六月十四日	こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五

鳥取県告示第八百七十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年六月十五日	有限会社こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五
昭和五十四年九月一日	岡崎内科医院	米子市皆生一五七ノ一七

鳥取県告示第八百七十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十五條第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二條において準用する同規則第十五條第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更年月日	名 称	区 分	所 在 地
昭和五十四年九月五日	医療法人同愛会 博愛病院	変更前 変更後	米子市西三柳一八八〇 米子市加茂町一丁目一
昭和五十四年九月十三日	足立歯科医院	変更前 変更後	境港市上道町一九八九 境港市明治町八

鳥取県告示第八百八十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四條第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二條第二項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
第一次 十一月九日 午前十時から	東伯郡北条町下神	豚
第二次 十一月十二日 午前十時から	鳥取県経済連北条種豚場	
十一月九日 午後一時から	東伯郡赤碓町松谷	肉用牛
十一月十二日 午後一時から	鳥取県種畜場	

## 鳥取県告示第八百八十一号

昭和五十四年八月一日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(掛相地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月十七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

西伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百八十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(浦富地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月九日認可

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百八十三号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(末用地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百八十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(高住地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十五号

般岡町から申請のあつた町営土地改良(準地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十六号

八東町から申請のあつた町営土地改良(中南第二地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(土居地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月九日認可

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の六五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 解除の理由

河川敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による鳥取都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 三―三―四号停車場布勢線
- 二 施行者の名称  
鳥取県
- 三 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 四 事業地の所在
  - 1 収用の部分  
鳥取市古海字東三反長、字中三反長ノ二、字西三反長、字堀川端ノ一及び字西加路田並びに徳尾字下山崎及び字千早面地内
  - 2 使用の部分  
なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年十月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十四年十月二十三日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 昭和五十四年度教育表彰について
  - 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】